

(別紙)玉造中学校 重大事態チャート



1. 発生報告 学校の設置者に重大事態の発生を報告(市教育委員会に報告)

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめ防止対策委員会の実施(学校が調査主体となる場合)

2. 実態把握 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・学年主任
- ・各学年生徒指導担当 ・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラー ・市教委 ・その他校長が必要と認める者

組織調査で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実調査・情報収集・情報提供・説明責任

※ 「誰がどう動くか」の決定、確認 全職員が迅速に行動

情報の収集	情報の一本化	窓口の一本化
-------	--------	--------

いじめを受けた生徒及び、その保護者に対しての情報を適切に提供

3. 被害者保護 いじめを受けた生徒(その保護者)	関係生徒への指導・援助	4. 加害者対応 いじめた生徒(その保護者)
・身柄の安全確保 ・安心の相談体制 ・「絶対に守る」という信頼感	保護者・地域への啓発活動	・事実の確認と指導 ・「いじめは絶対に許されない行為である」という確認と再発防止

5. 調査結果報告 6. 鹿行教育事務所等への報告 調査結果を学校の設置者に報告

設置者から地方公共団体の長等に報告

7. 解消と再発防止 8. 同種事態の発生防止

各担任	各学年	生徒	保護者	地域	関係機関
いじめ解消 (継続的な見守り、援助)	事後観察・支援継続 (日常観察・SCとの連携)			学校評価 (組織の分析・改善)	